

[第 1 号議案]

1-4 . 2012 年度監査報告書

2012 年度監査報告書

2013 年 5 月 13 日

一般社団法人 情報処理学会

会 長 古川 一夫 殿

一般社団法人 情報処理学会

監 事 村山 優子 

監 事 長谷川 亨 

2012 年度における一般社団法人情報処理学会の業務および財産の状況ならびに公益目的支出計画の実施状況について、法令および定款に基づき監査を行いましたので、次の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、あすなろ監査法人から別紙の報告を受け、財務諸表について検討を加えました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を用いて、理事の業務執行の妥当性を検討しました。
- (3) 公益目的支出計画実施報告については、事業報告、財務諸表、および関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を用いて、公益目的支出計画の実施状況の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) あすなろ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 2012 年度事業報告書の内容は、事実に従い、一般社団法人情報処理学会の状況を正しく示しているものと認めます。また、理事の業務執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 2012 年度公益目的支出計画実施報告書の内容は、法令または定款に従い、一般社団法人情報処理学会の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 13 日

一般社団法人 情報処理学会

会長 古川 一夫 殿

あすなる監査法人

代表社員 公認会計士

業務執行社員

中島 茂 

当監査法人は、一般社団法人情報処理学会の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2012 年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ-4 の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一般社団法人情報処理学会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上